

入間市 ブロック塀等撤去工事 補助制度のご案内



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

市では、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、倒壊の危険性があるブロック塀等の撤去工事を行う方に、撤去工事費用の一部を補助します。

※ 補助金が該当事業年度の予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

1 補助対象となるブロック塀等

補強コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する構造の塀又は門柱で、次のすべての要件を満たしているもの。

- ・道路又は学校、公民館、公園など多くの市民が利用する市有地に面して築造されたもの
- ・道路又は市有地に面する側の地盤面からの高さが1.2m以上のもの
- ・チェックポイント*により点検調査し、ひとつでも不適合があるもの

※ 公共事業や入間市道路拡幅整備要綱等の補償対象となる場合は補助対象になりません。

※ 販売を目的とし整地又は解体工事をする際にブロック塀等の撤去工事を行う場合は補助対象になりません。

※ 建築物又は工作物（垣及び柵並びにブロック塀等を除く。）の新築、増築又は改築に伴う場合は補助対象になりません。

* 「チェックポイント」… 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）による既設の塀の安全点検のためのチェックポイント

2 補助対象者

- ・補助対象となるブロック塀等を所有又は管理する個人で、市税の滞納がない方（ブロック塀等を撤去することについて、その所有者全員の同意を得ていること。）

3 補助対象となる撤去工事

- ・補助対象となるブロック塀等の全部又は一部を解体し、及び撤去する工事（ブロック塀等の一部を残す場合にあっては、道路又は市有建築物の敷地に面する側の地盤面からの高さを0.6m以下とし、かつ、関係する法令に適合するとともに、地震等に対する安全性を確保する工事に限る。）

4 補助金額

- ・次の①又は②のいずれか少ない額（1,000円未満切捨て）

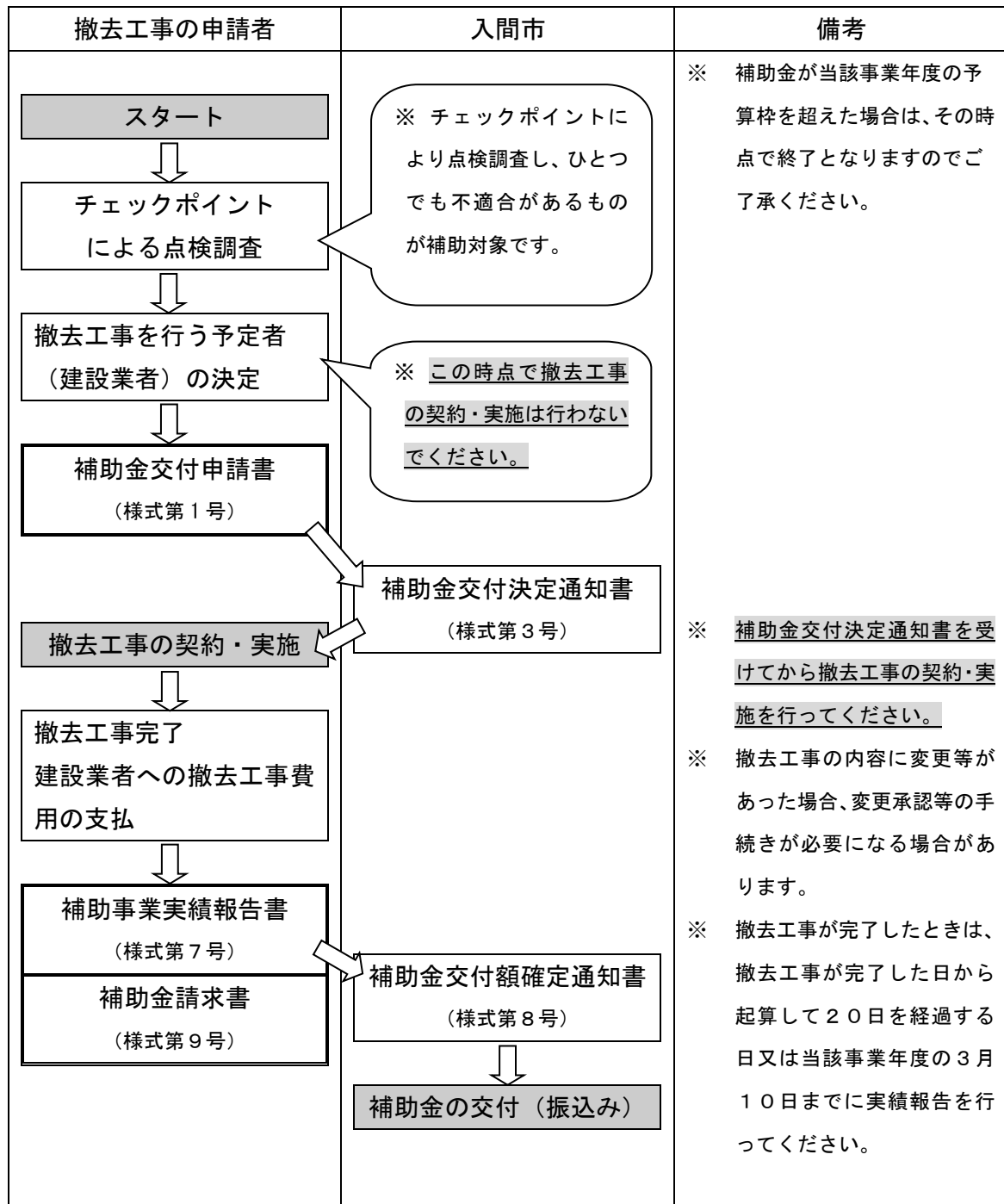
① 補助対象となる撤去工事に要する費用* × 1/2

② 補助対象となるブロック塀等の長さ（m） × 10,000円

ただし、限度額は 100,000円

* 「補助対象となる撤去工事に要する費用」… 補助対象となる撤去工事に係る撤去費、整地費、発生材運搬費、発生材処分費、仮設費及び諸経費

5 手続きの流れ



6 申請方法（必ず撤去工事の契約・実施をする前に申請を行ってください。）

〔補助金の交付申請に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図
- (3) ブロック塀等の位置、長さ及び高さが記載された図面
- (4) ブロック塀等を撤去することについて、その所有者全員の同意を得ていることが確認できる書類
（申請者以外にブロック塀等の所有者があるときに限る。）
- (5) 市役所収税課で発行する「市税に滞納がないことの確認願」（様式第2号）
（申請用紙は開発建築課にてお渡しいたします。）
- (6) 点検調査の結果（チェックポイント）
- (7) 撤去工事に要する費用の見積書の写し（内容（内訳）が分かるもの）
- (8) 現況カラー写真
- (9) 本人以外の方が交付申請書を提出する場合は、本人の委任状（2部）
（交付申請用と(5)の「市税に滞納がないことの確認願」用）

7 撤去工事完了の報告

〔撤去工事完了の報告に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助事業実績報告書（様式第7号）
- (2) 撤去工事に要した費用の内訳書及び契約書の写し
- (3) 撤去工事に要した費用の領収書の写し
- (4) 撤去工事の内容が分かる工事状況カラー写真（施行前、施工中及び施工後）
- (5) 本人以外の方が実績報告書を提出する場合は、本人の委任状

8 補助金の請求

〔補助金の請求に必要な書類〕 （提出先 市役所開発建築課）

- (1) 入間市ブロック塀等撤去工事補助金請求書（様式第9号）
- (2) 本人以外の方が請求書を提出する場合は、本人の委任状

9 その他（撤去工事後）

ブロック塀等の撤去工事後に、新たに門塀等を設置する場合は、関係する法令に適合した安全なものを設置してください。

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 ・まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

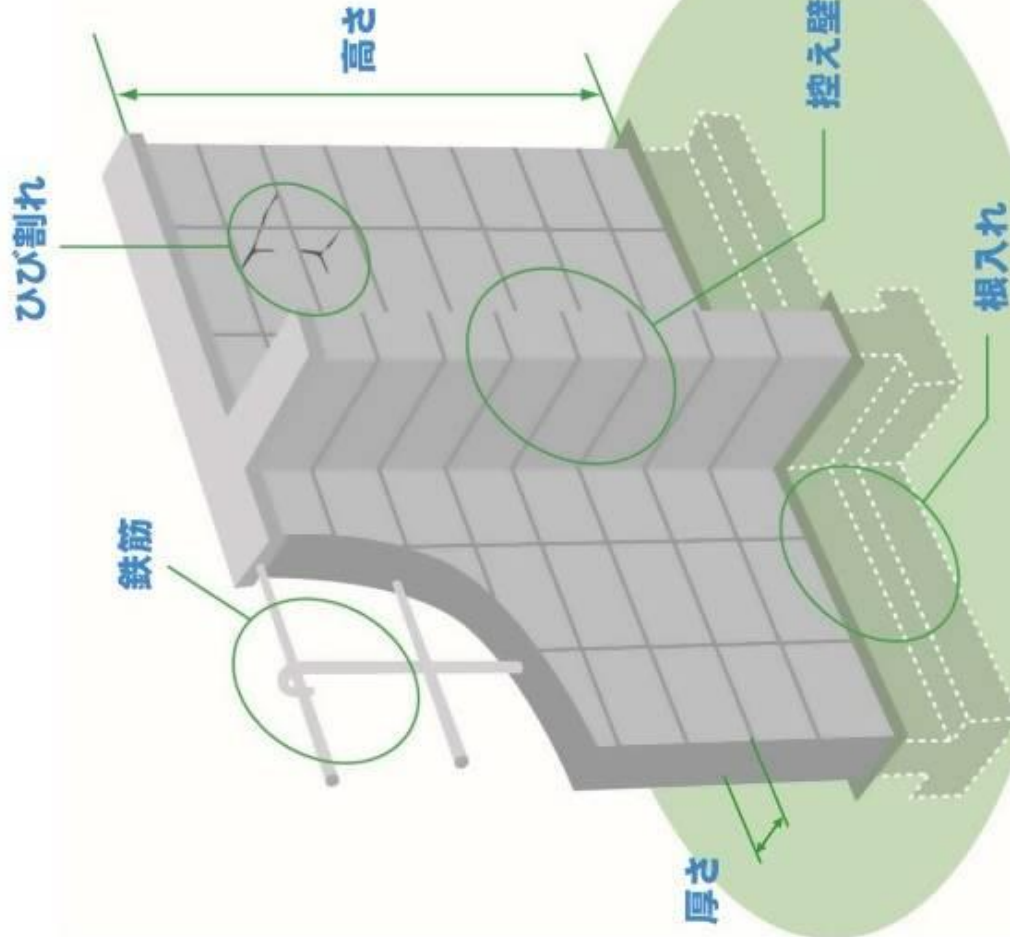
- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）



※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
 日本建築防災協会 2013.1 をもとに
 国土交通省において一部変更

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

<第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。



問い合わせ／申し込み 入間市都市整備部開発建築課

〒358-8511 埼玉県入間市豊岡 1-16-1

TEL 04-2964-1111 内線 3322～3325

<http://www.city.iruma.saitama.jp/>

2022. 4. 1 開発建築課作成

2025. 4. 1 修正